平成２３年（フ）第１５２号
栃木県宇都宮市清原台６丁目32番20号、前住所栃木県宇都宮市清原台４丁目29番７号
債務者　近野　俊雄
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２９号
栃木県下野市大光寺２丁目19番７―102号ユーミーレインボー
債務者　佐藤　一弘
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午後２時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第８５４号
岡山市北区西山内1956番地
債務者　葛原　順子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８６０号
岡山県玉野市後閑50番地
債務者　藤原　篤
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９２号
岡山市南区築港新町２丁目21番19号
債務者　山本富美恵
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４３号
広島県福山市東深津町３丁目７番５号
債務者　伏見　宏明
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午後１時10分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２６５号
横浜市金沢区六浦東２丁目３番２号
債務者　稲田　桂子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５号
島根県浜田市下府町122番地
債務者　前田　俊行
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第１５９号
静岡市清水区楠新田28番地の１　モンレーブ北草薙313
債務者　石野　留美
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３６３号
横浜市鶴見区尻手３丁目８番17号
債務者　本間　公也
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０号
静岡市清水区日立町４番６号
債務者　川﨑　待子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８６５号
愛知県岡崎市大樹寺１丁目４番地２ダイヤハイツ大樹寺903
債務者　散髪屋こと　坂井　卓之
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６０号
愛知県岡崎市大平町字中道31番地　ラシーヌ大平102
債務者　高柳　有吾
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１０２号
愛知県岡崎市土井町字南道場田１番地　市営土井住宅７―203
債務者　テヌワラとも（旧姓長谷）
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第９４号
青森市大字浪館字志田10番地４　いずみ荘３号
債務者　大矢　良一
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９５号
青森市大字浪館字志田10番地４　いずみ荘３号
債務者　大矢サツ子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係